

平成 23 年度国土交通省関係補正予算の概要（住宅関係抜粋）

Ⅱ 復興

1. 被災者の住宅の確保等

(1) 災害復興住宅融資

国費 135,800百万円

住宅金融支援機構が行う災害復興住宅融資（2.5万戸）において融資金利の引下げ（当初5年間は0%等）等を継続。

(2) 既往貸付者に係る返済方法の変更

国費 14,900百万円

住宅金融支援機構の既往貸付者に係る返済期間等の延長及び払込猶予期間中の金利引下げ措置を継続等。

(3) サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

☑ 国費 5,000百万円

被災地における高齢者の居住の安定を確保するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備に対し支援。

(4) 木造の長期優良住宅の供給推進

☑ 国費 5,000百万円

東日本大震災の被災地における、中小住宅生産者により供給される地域材等を活用した木造の長期優良住宅の建設に対し補助。

(5) 災害公営住宅の供給推進調査

☑ 国費 668百万円

国が、地方公共団体等と連携して、地域特性等を踏まえた住宅の供給手法等について検討・普及を行うなどにより、災害公営住宅の円滑な供給等を支援。

(6) フラット35Sによる住宅の省エネ化の推進

国費 15,900百万円

住宅金融支援機構のフラット35Sについて、省エネ住宅に対する当初5年間の金利引下げ幅の拡大措置（被災地は△1.0%、被災地以外は△0.7%）を実施。
【別紙②参照】

(7) 住宅エコポイントによる住宅の省エネ化の推進

国費 72,300百万円

(※他に環境省分がある)

住宅市場の活性化と住宅の省エネ化を推進しつつ、あわせて東日本大震災の復興支援を図るため、本年7月末に終了した住宅エコポイントを再開。

【別紙③参照】

(8) 住宅・建築物のゼロ・エネルギー化等の推進

国費 1,000百万円

被災地において、住宅・建築物のゼロ・エネルギー化等に取り組むリーディングプロジェクト等に対し補助。